第 201600047800 号 防起第 6 2 2 号 - 1 発 境 自 第 5 6 号 平成 2 8 年 6 月 1 7 日

内閣府特命担当大臣(原子力防災) 丸川珠代 様

鳥取県知事 平井伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請及び同2号機の原子炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源(3系統目)の設置)の動きを踏まえた要望について(送付)

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成28年4月28日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく標記の事前報告を受け、6月17日にこれに対する意見を提出したところです。

ついては、今回、貴府に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が 及び得るという周辺地域の不安を勘案し、引き続き適切に対処されるよう、別紙1のと おり強く要望します。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のと おり意見を付しています。

なお、鳥取県、米子市及び境港市は、事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保 し、事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の 後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力 安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で 提出することとします。

※島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性申請時に対する原子力防災関係の 要望については、平成25年12月、当時原子力防災業務を所管していた原子力 規制委員会に対して行っています。

内閣府(原子力防災)への要望

- 1 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要配慮者 が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確保、要請の具体的な仕組みな どについて、引き続き国が前面に立って調整・支援すること。
- 2 原子力発電施設については、廃止が決定された後も島根原子力発電所に対する原子 力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等 の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
- 3 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。

(島根原子力発電所1号機の廃止措置について)

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市、境港市で協議の上で提出する。
- 2 廃止措置の各段階に係る一連の手続に際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果(審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。)について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 5 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及 び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 6 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、 関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 7 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講じること。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、事業者として必要な 負担を行うこと。

(島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について)

10 特定重大事故等対処施設等の設置については、平成25年12月の2号機に係る事前報告時の回答に則り、引き続き適切に対応すること。

なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。

第 201300148745 号 平成25年12月19日

原子力規制庁長官 池田克彦 様

鳥取県知事 平井伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所2号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について(送付)

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

ついては、今回貴庁に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり汚染水対策を適切に実施することなど7項目の意見を付しています。

原子力規制委員会への要望

<原子力発電所の汚染水対策について>

【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容 を確認し、具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流 出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するた め、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

<周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について>

【原子力発電所の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。
- 地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行う こと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サ イドに立った評価基準を策定するとともに、宍道断層を始め発電所の安全に影響を 及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。
- フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 島根原子力発電所 2 号機に係る新規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、 米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。

- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する 島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な 審査、運用等を行うこと。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な 仕組みを検討し、整備すること。

【国の費用負担について】

○ 緊急時防護措置準備区域(UPZ)の原子力防災体制の整備(初期投資)を緊急に 実施するため、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター(EM C)等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、 国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、 原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機 器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこ と。

併せて、UPZ内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たにUPZが設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。

- 平成25年度補正予算の執行に当たっては、道府県における原子力防災資機材(ホールボディカウンター等)等の緊急整備ができるよう配慮すること。
- 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。

< 原子力発電所における防災対策の強化について>

【原子力防災体制の強化】

- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段(バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等)や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。
- 拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、 地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮 や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進める こと。

【緊急時に備えた体制の整備】

○ 避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおれがあり、島根原子力発電所に係るSPEEDI等による予測情報は不可欠なことから、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

【被ばく医療体制の整備】

- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ョウ素剤投 与の手順や基準を具体的に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ 剤の早期製品化を製薬メーカーに働きかけること。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、 この運営に必要な人材(医療・介護従事者、手話通訳者等)、機材(ベッド・車いす 等)、物資(食糧・介護用品等)が不足することが見込まれるので、国において速や かな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよ う、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、 当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査 結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見 を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新 の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。